

東かがわ市告示第74号

東かがわ市身体障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市身体障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

東かがわ市身体障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱（平成28年東かがわ市告示第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事業の費用等) 第11条 事業に要する費用（以下「事業費」という。）は、事業の利用1回につき <u>13,850円</u> （利用者の体調不良等により、清拭及び部分入浴を実施した場合は、1回につき <u>12,461円</u> ）とする。 2～5 略	(事業の費用等) 第11条 事業に要する費用（以下「事業費」という。）は、事業の利用1回につき <u>12,500円</u> （利用者の体調不良等により、清拭及び部分入浴を実施した場合は、1回につき <u>8,750円</u> ）とする。 2～5 略

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。